

小田急コートアベニュー府中町都市景観協定

| | |
|-------|--------------------------|
| 認定年月日 | 1999年9月20日 |
| 名称 | 小田急コートアベニュー府中町 都市景観協定 |
| 位置 | 府中町三丁目21番10ほか |
| 面積 | 1,464.29平方メートル |
| 区画数 | 11区画 |
| 有効期間 | 認定年月日より10年間 |

有効期間満了後協定者から廃止の届出が無い場合は、さらに5年間更新



都市景観協定とは、景観条例（認定時には都市景観条例）に基づき、良好な景観を形成するため、皆さんで地域の実情に応じたきめ細かな取り決めを行って頂くものです。

ここでは、府中市内における都市景観協定の事例を紹介します。詳細は、府中市都市整備部計画課に備え置く図書を縦覧して下さい。

お問い合わせは、府中市役所7階都市整備部計画課までお願いします。

電話：042-335-4412 E-mail：TOSIKI01@city.fuchu.tokyo.jp

都市景観協定の目的

| | |
|-----------|--|
| 都市景観協定の目的 | 協定区域内における建築物、土地、緑、付属物に関する基準を定め、住宅地としての良好な環境を高度に維持増進することにより、市民が愛着を持ち魅力を感じる都市景観の形成を推進し、もって市民の快適な生活環境の確保に資することを目的とする。 |
|-----------|--|

建築物の形態意匠、敷地、位置、規模及び用途などに関する基準

| | |
|--------|---|
| 用途 | 専用住宅とする。 |
| 意匠及び色彩 | 建築物の位置・形態および意匠・色彩は、協定区域内における景観と著しく不調和にならないよう努めるものとする。 |

緑化に関する基準

| | |
|--------|--|
| 敷地内の緑化 | <ul style="list-style-type: none"> 敷地内に高木・中木・低木・生垣を良好に配置し、協定区域内の景観と調和するよう維持管理に努めるものとする。 敷地の道路沿いには、植栽帯を設けるものとする。ただし、駐車場および門等の出入口の部分を除く。 |
|--------|--|

その他良好な景観の形成に関する基準

| | |
|----|--|
| 電柱 | 電柱および支線は敷地内に設置するものとする。 |
| 照明 | <ul style="list-style-type: none"> 各敷地の道路側中心付近に設けられているシンボルツリーにはライトアップを施し、協定区域内の景観向上に努めるものとする。 クリスマスシーズンには、植栽等にイルミネーション等を施し、協定区域内の景観向上を図るとともに、住民相互の親睦を図る場とする。 |

案内図



区域図

